

# ～稲わら焼き防止に向けて～ 稲わら焼き防止・有効活用推進対策会議



稲わら焼きは、大量の二酸化炭素を放出させます。また、喘息等の健康被害、商業施設における商品への匂いの付着、工業製品製造における精密機器への影響、更には煙で視界が悪くなるなど様々な被害を及ぼします。

当市ではJAと連携し、農業者の方々へこれまで稲わら焼き防止の協力を要請してきました。その結果、近年では徐々に減少しつつあるものの、依然として稲わら焼きが続いているのが現状です。

このような現状を踏まえ、市職員が稲わら焼きを続けている農業者に対し意向調査をしたところ、大半の農業者から「迷惑をかけていることを認識しており、心苦しく思っている」、「高齢であり、機械もないので自分では対応できない。収集してくれる人がいれば是非協力したい。」という回答結果を得ました。

つまり、稲わら焼き問題は、農業者の高齢化や担い手不足といった産業構造的な問題が深く関わっているということが判明したのです。

そこで、当市では農業者が主体的に、わら焼き防止に取り組めるよう環境整備をすることが重要だと考え、農業者と各関係機関の協力を得ながら、地域帯となつて、稲わら焼き防止対策を推進していくこととしました。

令和三年度は、商業施設E・L・Mの街がある周辺の市内唐笠柳地区を重点地区とし「稲わら活用WinWinモデル事業」を実施することとしました。この事業は、稲わらの収集をして、販売する組織や業者の育成・確保を図り、地域で持続的に稲わらの焼却防止と有効活用に取り組むというものです。

七月二十八日、市は五所川原市稲わら焼き防止・有効活用推進対策会議を開催しました。会議には、東北農政局、西北地域農林水産部、農業委員会会長、農業者の方々やJA、農業機器メーカー、市関係部署職員など各関係者が参加し、「稲わら活用WinWinモデル事業」についての説明後、「稲わら焼き防止対策及び稲わらの有効活用の推進について」と題し、稲わら焼き防止について意見交換がなされました。

**ごしよがわら産業まつりのお知らせ**

○開催日：10月23日(土) ※23日(土)のみの開催  
○時間：10:00～14:00  
○会場：つがる克雪ドーム屋外駐車場  
※新型コロナウイルス感染症対策のため、イベントコーナー、舞台、飲食スペースは中止となりますので、ご了承下さい。

**みなさまへのお願い**

○ご来場時にはマスクの着用のご協力をお願いします。  
○駐車場には限りがありますので、ご来場の際は乗り合い等ご協力をお願いします。  
○付近の店舗等の駐車場にはご迷惑となりますので、駐車しないようお願いします。  
○新型コロナウイルス感染蔓延等により、まつりが急ぎょ中止となる場合がありますので、ご了承下さい。

【お問い合わせ先】 農林水産課 (内線2514)

**五所川原市地産地消を進める会  
～夕市について(お知らせ)～**

8月中旬以降から県内で爆発的に新型コロナウイルス感染症が拡大したため、青森県では新型コロナウイルス感染症緊急対策パッケージを打ち出しました。当市でも不特定多数の方が集まるイベント等は中止・延期することとしましたので、9月開催予定であった夕市を急ぎょ中止にさせていただきました。突然の中止により、みなさまにご不便をおかけいたしましたこと、お詫び申し上げます。

今後の予定についてはコミュニティセンター栄掲示板およびコミュニティセンター駐車場前の掲示板に掲載しますので、よろしくお願い致します。

【お問い合わせ先】 農業委員会(内線 2883)

**各種申請の締切り日**

○農地法第4条申請、第5条申請  
・農地を農地以外のものとして使用する場合  
例：住宅・車庫・店舗建築  
毎月25日締切り (25日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日)

○農地法第3条申請、農用地利用集積計画の同意、競売・公売買受資格証明願  
・農地を農地として貸借・売買する場合、競売・公売の入札に参加する場合  
毎月25日締切り (25日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日)

○あつせん申出  
・あつせんにより農地を売買する場合  
毎月5日締切り (5日が市役所閉庁日の場合は翌開庁日)

【お問い合わせ先】 農業委員会内線2884、2885

**総会の開催予定**

○令和3年 第11回総会  
10月13日(水) 10:00～  
市役所2階 B・C会議室

○令和3年 第12回総会  
11月10日(水) 15:00～  
市役所2階 B・C会議室

※法令により総会等の会議は公開されております。  
また、会議録は農業委員会事務局にて縦覧できます。

【お問い合わせ先】 農業委員会 (内線2881)

## 農地情報 令和3年9月現在

下記の農地について、受け手を捜しています。価格等の条件は交渉できる場合もあります。農地の位置図もありますので興味のある方は、事務局農地係までご連絡ください。

番号	受付番号	区分	農地所在	地目	面積(a)	圃場整備有無	利用状況	10a当たり希望価格
1	334	売渡	太田山の井	田	42.57		休耕田	応相談
2	334	売渡	太田山の井	畑	7.23		休耕畑	応相談
3	334	売渡	太田太田山	畑	15.87		休耕畑	応相談
4	334	売渡	太田太田山	畑	15.87		休耕畑	応相談
5	321	売渡	全木町川倉宇田野	畑	13.55	無	非耕作	登記手数料相当額
6	335	売渡	全木町川倉七夕野	畑	11.52	無	非耕作	交渉次第
7	321	売渡	全木町川倉林下	田	1.68	無	非耕作	登記手数料相当額
8	329	売渡	全木町朝日山	田	1.70		非耕作	応相談
9	329	売渡	全木町善良市新富田	田	2.83		非耕作	応相談
10	312	売渡貸付	全木町嘉瀬上端山崎	田	35.69		非耕作	応相談
11	305	売渡	全木町中柏木	石畑	1.41		休耕	応相談
12	336	売渡	全木町藤枝三春	田	13.92		養魚場	交渉次第
13	308	売渡	昆沙門上熊石	畑	19.07		休耕	応相談
14	317	売渡貸付	飯詰影日沢	畑	9.12		りんご	応相談
15	304	売渡	飯詰狐野	畑	24.85		休耕	応相談
16	311	売渡貸付	沖飯詰男鹿	田	17.80		水稲	応相談
17	315	貸付	沖飯詰鴻ノ巣	田	5.58		水稲	応相談
18	330	売渡	藻川間手川	田	60.51		水稲	応相談
19	330	売渡	藻川千年	田	6.99		水稲	応相談
20	330	売渡	藻川光苑	田	93.80		水稲	応相談
21	330	売渡	藻川村崎	田	84.38		水稲	応相談
22	330	売渡	藻川川袋	田	27.10		水稲	応相談
23	337	売渡貸付	藻川川袋	田	52.77		原野	応相談
24	330	売渡	鶴ヶ岡福田	田	77.22		水稲	応相談
25	332	売渡	鶴ヶ岡福田	田	40.60		水稲	応相談
26	332	売渡	高瀬鷹ノ爪	田	45.04		水稲	応相談
27	306	売渡貸付	川山森内	田	1.99		休耕	応相談
28	327	貸付	豊成田子ノ浦	田	73.44		休耕田	1万円
29	314	売渡貸付	神山鶴野	畑	137.62		非耕作	応相談
30	303	売渡	金山松ヶ枝	田	1.61		牧草	応相談
31	303	売渡	金山松島	田	55.08		牧草	応相談
32	309	売渡貸付	金山八重田	田	60.87		牧草	応相談
33	316	貸付	小曲沼	畑	18.71		休耕畑	応相談
34	333	売渡	小曲豊成	田	3.94		休耕田	応相談
35	328	売渡貸付	前田野目砂	田	61.27		休耕田	応相談
36	325	売渡貸付	羽野木沢隈	無	1.25		水稲	応相談

※農地を売りたい方・買いたい方、貸したい方・借りたい方はご相談ください。  
【お問い合わせ先】 農業委員会 (内線2885)

**北五地区農業委員会協議会  
からのお知らせ**

令和3年度も新型コロナウイルス感染症蔓延防止のため、8月に中泊町のパルナスで開催予定であった北五地区農業委員会大会が中止となりました。大会は中止となりましたが、農業委員として永年にわたり地域の農業振興に尽くされ功績が顕著な者として、鶴田町農業委員会の棟方廣光さんと、瀬戸弘之さんが表彰されました。

北五地区農業委員会協議会では、今後、例年通り各委員会より提出されました要望書を県、国へと政策提案して参ります。

【お問い合わせ先】 農業委員会 (内線2881)

条件を満たせば、  
農業者年金が  
1万円からでも  
加入できるよう  
になります!



## - 農業者年金制度が改正されます -

平成14年1月から始まった新たな年金事業(新制度)のみが対象です。

2022(令和4)年1月1日から

### 若い農業者が加入しやすいように保険料が引き下げられます

35歳未満で認定農業者に該当しない等一定要件を満たす  
※に該当する方は、1万円から(上限6万7千円)でも通常加入で  
きるようになります。

(保険料の下限納付額が2万円から1万円に引き下げられます。)

【35歳未満の方の通常加入の保険料(千円単位で選択できます)】



#### ※保険料引き下げ(保険料1万円以上)の対象者

- ① 認定農業者かつ青色申告者
- ② 認定就農者かつ青色申告者
- ③ ①又は②の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者又は直系卑属
- ④ 認定農業者又は青色申告者
- ⑤ ①又は②以外の農業を営む者の直系卑属で、その農業に従事する後継者

※注意:通常加入で2万円未満の保険料を選択している方が、35歳になった又は認定農業者になった等上記①~⑤のいずれかに該当した場合には、通常加入の保険料を2万円以上に変更または政策支援加入の手続きが必要となりますので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】農業委員会(内線2882)

# 稲わら収集で収入を得てみませんか?

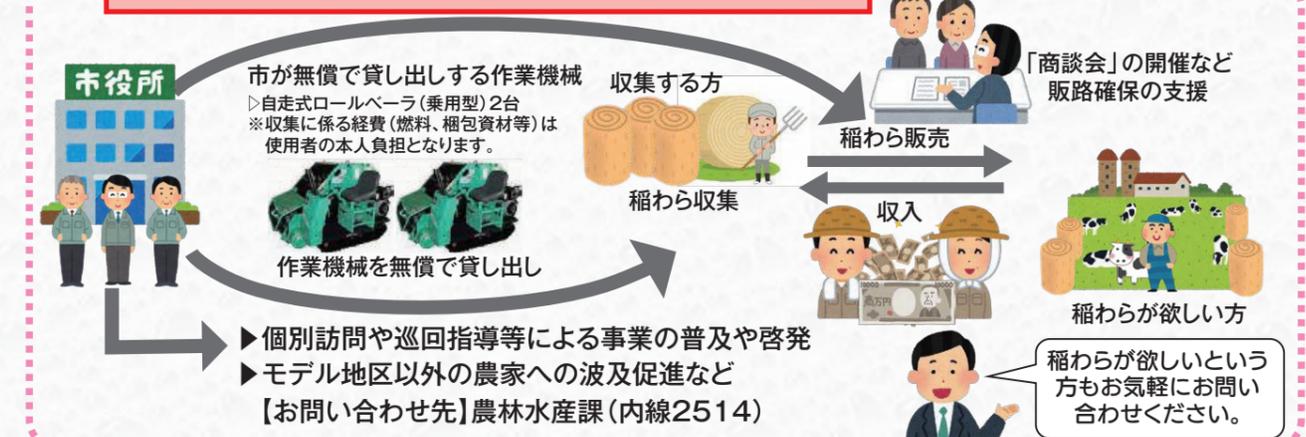
~稲わら活用Win-Winモデル事業 "稲わら焼きゼロ"を目指して~

市では、今年度から稲わらを収集して販売する組織や行政の育成・確保を図り、地域で持続的に稲わら焼却防止・有効活用に  
取り組めるモデルを形成する『稲わら活用Win-Winモデル事業』を実施します。

そこで、重点地区内(唐笠柳地区)の稲わらの収集と販売までを行い、収益モデルを構築していただける事業者を募集します。

※市が販路の確保等の支援も行いますので、詳しくはお問い合わせください。

### 稲わら活用Win-Winモデル事業イメージ



- ▶ 個別訪問や巡回指導等による事業の普及や啓発
  - ▶ モデル地区以外の農家への波及促進など
- 【お問い合わせ先】農林水産課(内線2514)

稲わらが欲しい方  
稲わらが欲しいという  
方もお気軽にお問い合わせ  
ください。

## 利用状況調査の内容が新しくなりました

これまで農業委員会が行う利用状況調査と市町村部局が行う荒廃農地調査は並行して実施  
されていましたが、令和3年度から両調査が統合され、利用状況調査の内容が新しくなりました。

### 利用状況調査で新たに確認する項目

遊休農地などの発生要因を分析し、対策に役立てるため、新たに1筆ごとに遊休農地の「現  
況」や発生場所を確認することとされました。

現況については、いわゆる条件不利地とされる傾斜地、不整形地などに該当するかを確認し  
ます。なお、傾斜度や面積など明確な基準は設けられていないため、遊休化の背景として該当  
するものを地域の状況等を踏まえて確認者の判断で選択します。

発生場所については、山間、平地など4つの分類から選択します。

### 農地パトロール

- ① 農地の現状を把握します
  - ② 遊休農地等の現状を判断します【現地及び調査後】
1. 遊休農地の区分
  2. 遊休農地の現況【遊休化した理由】
  3. 遊休農地等の発生場所



#### 5分類となりました

- | 1. 区分                       | 2. 現況   | 3. 発生場所  |
|-----------------------------|---|--|
| ① 1号遊休農地(草刈等で解消)            | <ul style="list-style-type: none"> <li>・傾斜地</li> <li>・不整形地</li> <li>・狭小地</li> <li>・湿田</li> <li>・困窮地(接道がない)</li> <li>・連担が困難</li> <li>・その他</li> <li>・遊休農地等になりうる現況は有していない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・山間</li> <li>・平地</li> <li>・山麓</li> <li>・崖地</li> </ul> |
| ② 1号遊休農地(基盤整備が必要)           |   |  |
| ③ 2号遊休農地                    |   |  |
| ④ 耕作者が不在又は不在となる<br>ことが確実な農地 |   |  |
| ⑤ 再生利用が困難な農地                |   |  |
|                             |   |  |

遊休農地等の区分が①~④の場合

⑤の場合は非農地判断を行います

- (1) 1号遊休農地、2号遊休農地、耕作者が不在又は不在となる恐れのある農地について、  
所有者等に利用意向調査を出して①~④までの農地の利用意向について確認します。  
①農地中間管理事業を活用 ②自ら権利の設定・移転を行う ③自ら耕作を行う ④その他  
※回答がない場合は、所有者等に直接訪問するなどして意向を調査します。
- (2) 農地を利用する意思表示があった場合、および回答がない場合は半年後に「現地確認」を行います。
- (3) 現地確認し、農地が利用されていない場合には農地中間管理機構と協議すべき事を「勧告」します。

【お問い合わせ先】農業委員会(内線2884)

## 農地パトロール終了



8月19日から9月3日まで、耕作放棄地や遊休農地の現況調査を農業委員、農  
地利用最適化推進委員、農林水産課職員、農業委員会各支所職員と当委員会  
事務局職員と共に農地パトロールを実施しました。

これらの土地は雑草の繁茂や病害虫の発生源となり、近隣の農地へ悪影響を  
及ぼすほか、集団的利用の阻害などで、農地の機能低下を招く原因となります。

今回調査した結果は、現在集計中  
です。今後、集計した調査結果を基に、所有者  
に対し意向調査や聞き取り調査を実施  
していく予定です。

所有者の方は、農地の有効利用に向  
けて、ご協力くださるようお願い申し上  
げます。

【お問い合わせ先】農業委員会(内線2884)

## 赤~いりんご振興について 意見交換会

7月28日、市農林水産課では生産者や加工業者を参集し、「赤  
~いりんご振興についての意見交換会」を開催しました。

始めに、市担当職員が赤~いりんごの3品種(御所川原、栄光、レ  
ッドキュー)それぞれの健康成分について測定結果を説明しました。

次に、意見交換会が行われ、市が3品種の配合比率と製法を変  
えて醸造したシードルを参加者に事前に配布し試飲してもらった感  
想を発表してもらいました。

参加者からは、「透明瓶の色は良いが、瓶を透明にすることで赤  
い色が退色してしまうという矛盾点がある。」という意見や「販売す  
るターゲットをどこの誰にするか絞って、赤~いりんごの味や色を活  
かした方がよいのでは。」と様々な意見が出されました。

一戸治孝副市長は「シードルで有名なフランスでは、赤~いりん  
ごの御所川原に似たような酸味と渋みの強い小玉果で美味しいシ  
ードルを作っている。当市の「赤~いりんご」でフランスのような美味  
しいシードルができないかと、今回、配合や製法を変えて試作したシ  
ードルを試飲してもらいました。皆様から頂戴したご意見を参考に  
魅力ある商品づくりに取り組んで行きたい。」と述べました。



赤~いりんご3品種を使用し、  
配合・製法を変えて試作した  
シードル



事前配布したシードルを試飲し  
てもらった感想を発表し意見交  
換し合う参加者たち

## モホドリ蒸溜研究所 10月1日オープン!!

7月23日、(有)サンアップル醸造ジャパンの木村慎一代表取  
締役が五所川原市役所を訪れ、市内大町に10月1日オープン  
する『モホドリ蒸溜研究所』の事業及び商品説明を行いました。

同研究所はアップルブランデー工場にショップが併設された  
建物で、設備や作業を見学しながら買い物を楽しむことができ  
る施設です。

同社ではオープンに向けて「ラブヴァドス アップルブラン  
デー」を完成させ、今回の表敬訪問でお披露目しました。このブ  
ランデーは県産りんごの紅玉やむつ、ジョナゴールドをブレンドし、  
白神酵母で発酵させたものです。水は岩木山の伏流水を使用  
したこだわりのホワイトアップルブランデーです。

木村代表は、「農業者が高齢化する中、小玉果に付加価値  
を見だし、りんご産業の下支え  
となれればと思う。」と想いを語っ  
ていただきました。

『モホドリ蒸溜研究所』は、立  
佞武多の館の真向かいにあり、  
周辺には太宰治の「思ひ出」の  
蔵、吉幾三コレクションミュージア  
ムが建ち並び、今後、市の観光  
ルートの一環を担う施設となるこ  
とでしょう。

ラブヴァドス  
アップルブランデー  
アルコール度数:25%  
500ml/2,860円(税込)  
180ml/1,518円(税込)

【お問い合わせ先】  
モホドリ蒸溜研究所  
TEL:0173-23-5805  
FAX:0173-23-5806  
info@sunapple-jp.com